千葉県循環器病センター自動販売機設置事業者募集要項

千葉県循環器病センターでは、院内に設置する自動販売機(以下「自販機」という。)の 設置事業者を募集しますので、募集に参加される方はこの募集要項をよく読み、次の事項を 御承知の上、お申込みください。

1 公募施設

名称及び所在地

名 称	所 在 地
千葉県循環器病センター	千葉県市原市鶴舞575番地

2 公募物件

「地域要件①型」

清涼飲料水を中心に多品種、多品目の販売を目的として、千葉県内に本店又は支店・ 営業所がある事業者が応募できるもの

物件	設置場所 台数		幅・奥行・高さ	販売品目	最低納付金額
番号		台数	(cm)(最大)	別人グビロロ 日	(年額税抜き)
1	2F 外来	1	120 · 80 · 190	清涼飲料水 (カップ式)	35,898 円
2	3F 病棟	1	110 • 82 • 190	清涼飲料水(缶・ペットボトル)	127,420 円

※自販機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場所もありますので、応募前に必ず設置場所の確認を行ってください。

3 県へ納入する行政資産使用料及び納付金

- (1)設置事業者は、行政資産使用料として、設置する自販機1台につき年額8,800円 を納入するとともに、納付金提案書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額 (納付金提案書に記載された金額の100分の10に相当する金額)を加算した納付金 を県へ納入していただきます。
- (2) 当センター病院長が発行する納入通知書で指定した期限までに、全額を納入していただきます。

4 使用許可期間

(1)使用許可の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとします。 ただし、当センター病院長が更新することが適当と判断する場合は、当初設定した公募 条件を変更しないことを前提に、令和6年4月1日から最長4年を限度に使用許可を 更新することができます。 なお、法令や条例の改正等に伴い変更が必要となる事項が生じたと当センター病院長が判断する場合は、当初設定した公募条件を変更することがあります。

(2) 使用許可の継続が適当でないと認めるときは、許可を取り消すことがあります。

5 応募に必要な資格要件

(1) 限定資格要件等(2公募物件の類型別による資格要件等)

「地域要件①型」

千葉県内に本店又は支店・営業所がある事業者

以上の限定資格要件等に加え、次の全ての要件を満たす者に限り応募することができます。

- (2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。
 - ①成年被後見人
 - ②民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - ③被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補 助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤営業の許可を受けていない未成年者(応募時点において満20歳未満の者)であって、 契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥破産者で復権を得ない者
 - ⑦応募の日から決定の日までの間に、千葉県物品等一般競争入札参加者及び指名競争入 札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている者
 - ⑧応募の日から決定の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準 (昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止を受けている者
- (3)次の①から⑥までのいずれにも該当しない者又は、次のいずれかに該当する者であっても、その事実があった後3年を経過した者であること。
 - ①千葉県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ②千葉県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公 正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③落札者が千葉県と契約を締結すること又は千葉県との契約者が契約を履行すること を妨げた者
 - ④地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により千葉県が 実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤正当な理由がなくて千葉県との契約を履行しなかった者
 - ⑥前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の 履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- (4)法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は許認可等の免許を有していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号) 第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 千葉県税、消費税及び地方消費税を完納していること。

6 設置条件

- (1) 自販機本体
 - ①酒類及びその類似品を除くこと。
 - ②デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。
 - ③省エネタイプのノンフロン対応機種であること。
 - ④タイマーによる電気調整等、閉庁日及び開庁日の勤務時間外については、自販機の 照明を消灯することができる機種であること。
 - ⑤ 2 公募物件に定める外寸上限以内の機種であること。
 - ⑥設置する自販機はユニバーサルデザイン仕様の機種であること。
 - ⑦現金のほか、主要な電子マネーでの支払いに対応する機種の設置に努めること。
 - ⑧物件番号1については、自動フタ取付け機能を有した水道直結式の災害対応型カップ式自販機とすること。なお、災害対応型とは、災害時等で当センターが必要と判断した場合に、自販機内の飲料水等を無償提供できる機能を有していることをさす。
- (2) 転倒防止対策

自販機は床面に固定し、転倒防止対策を施すこと。

(3) 空き容器回収ボックス

自販機の設置場所ごとに、自販機で販売する飲料の容器に対応した空き容器分別回収ボックス(ペットボトル飲料を販売する場合はボトルキャップ用も別途設置すること。)を設置し、設置事業者の責任において適切に管理し、回収・処分すること。なお、回収ボックスに投入された容器は、全て回収・処分すること。

7 質問書及び回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1)受付期間 令和5年2月8日(水)から令和5年2月15日(水)まで (土曜日及び日曜日を除く) 午前9時から午後5時まで
- (2)受付方法 質問書(別記様式第5号)に記入のうえ、ファクシミリ又は電子メール にて提出してください(電話で質問書の到達確認を行うこと。)。 千葉県循環器病センター 事務局 管理課

TEL 0 4 3 6 - 8 8 - 3 1 1 1 FAX 0 4 3 6 - 8 8 - 3 0 3 2 E-mail:junkan@mz.pref.chiba.lg.jp

(3) 質問者への回答

質問者に対しファクシミリまたは電子メールで個別に回答します。 また、すべての質問事項及び回答をまとめ、令和5年2月20日(月) までに当センターのホームページに掲載します。

8 提出書類

応募に当たっては、以下の書類(正本1部)を当センターに提出していただきます。なお、 当センターが必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 応募申込書(別記様式第1号)
- (2)納付金提案書(別記様式第2号)
 - ※ 設置事業者の決定に当たっては、納付金提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって納付金とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額の110分の100に相当する金額を納付金提案書に記載してください。

なお、納付金提案書のみを無地封筒(長型3号)に入れ、糊付けをして割印を裏面の上中下3か所に押印し、表面に、氏名(法人は、称号又は名称)、物件番号を記載してください。

- (3) 販売品目一覧表(別記様式第3号)
- (4) 誓約書(別記様式第4号)
- (5) 設置する自販機のカタログ(寸法、消費電力等が確認できるもの)
- (6) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類(法人のみ)
- (7) 5応募に必要な資格要件(4)に係る許認可書等の写し
- (8) 千葉県税(千葉県県税条例施行規則第四十号様式(その2)の未納税額がない証明)、 「法人税」及び「消費税及地方消費税」(納税証明書(その3)の未納税額がない証明)の各納税証明書
- (9) 印鑑証明書
 - ※ ①納税証明書及び印鑑証明書は、提出日において発行の日から3か月以内の原本 を提出してください。
 - ②上記(6)及び(7)の書類については、応募者において、原本であることを証明してください。

9 応募申込書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県循環器病センター 事務局 管理課 〒290-0512 千葉県市原市鶴舞575番地
- (2) 提出期間 令和5年2月8日(水)から令和5年2月24日(金)まで(土曜日及び 日曜日を除く)の午前9時から午後5時までとします。
- ※①郵送の場合、簡易書留郵便により**令和5年2月24日(金)午後5時までに必着** のこと。
 - ②ファクシミリ及び電子メールでの提出は認めません。

10 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 応募申込書の提出方法、提出先、提出期限などを遵守していないもの。
- (2) 応募申込書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 応募申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 応募申込書に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、審査を行うに当たって不適当と認められるもの。

11 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

12 決定方法

提出された応募申込書をもとに資格要件を満たすと認められた者が提出した、納付金提案 書の提案納付金額が、当センターが上記**2公募物件**で設定した最低納付金額以上の金額で、 最高価格の申込者を設置事業者に決定します。

最高価格となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いの下、 くじにより決定します(応募申込書記載の担当者宛てに、くじの実施日時を連絡します。)。 決定は、令和5年3月3日(金)の予定です。

13 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、当センターのホームページに 設置事業者名及び決定金額を掲載します。

14 行政資産使用許可の手続き

(1) 設置事業者に決定された者は、令和5年3月17日(金)までに、行政資産使用許可申請書を提出してください。

なお、使用許可の更新を認められた場合は、毎年度、手続きをしていただきます。

(2) 添付書類

- ①設置場所の図面
- ②設置する自販機のカタログ(寸法、消費電力等が確認できるもの)
- ③定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類(法人のみ)等の必要書類
- (3) 使用許可の手続きに要する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

15 契約の締結及び契約保証金

設置事業者と決定した者は、自動販売機設置管理契約書(物件番号1については別添1、物件番号2については別添2)を締結していただきますので、その内容をご確認ください。 なお、行政資産使用許可の更新を認められた場合は、毎年度、契約手続きをしていただきます。

また、本契約に伴う契約保証金として、納付金の10%以上に相当する額を当センター 病院長が発行する納入通知書で指定した期限までに県へ納入していただきます。

16 設置事業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに行政資産使用許可手続きを行わなかったとき。
- (2) 設置事業者が応募者としての資格を失ったとき。
- (3) その他、設置事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

17 設置費用等

- (1) 自販機の設置、撤去及び移転等に要する一切の費用については、設置事業者の負担で行っていただきます。
- (2) 自販機設置に係る電気料金、水道料金については設置事業者の負担とし、当センター病院長が発行する納入通知書により、指定された期限までに納めていただきます。
- (3)電気料金、水道料金については、設置事業者において子メーターを設置し、次の算定方式により算定します。

【電気料金】

使用許可 子メーターに直結する 当該子メーターの表示

資産の月額 = 親メーターにより計算 × する月間消費電力量

電気料金 される月額電気料金 当該親メーターの表示

する月間消費電力量

【水道料金】※物件1のみ

使用許可 子メーターに直結する 当該子メーターの表示

資産の月額 = 親メーターにより計算 × する月間消費水道量

水道料金 される月額水道料金 当該親メーターの表示

する月間消費水道量

18 使用上の制限

(1) 許可用途以外に使用しないこと。

(2) 自販機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

19 販売品の条件

- (1) 販売品は下表のとおり、清涼飲料水など一般市場で認知、支持されている多品種、 多品目により構成するよう努めること。
- (3) 販売価格はその品目の希望小売価格未満又は一般市場価格未満とし、設置事業者が設定すること。

(7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				
物件 番号	販売品目	規格		
1	清涼飲料水 (カップ式)	カップ 500mL以下		
2	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	缶(ボトル缶を含む) 400 mL以下 ペットボトル 600 mL以下		

(表) 販売品条件

20 維持管理

- (1) 販売品の補充、賞味期限や金銭の管理など、自販機の維持管理は設置事業者の責任において適切に行うこと。
- (2) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、 関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (3) 自販機の故障、苦情等については、設置事業者の責任において対応するものとし、 自販機に連絡先を明記すること。

21 原状回復

設置事業者は、行政資産の使用許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに 自己の責任において原状に回復して当センターに返還すること。ただし、当センターが必要 ないと認めた場合は、この限りでない。

22 参考

(1) 令和4年度の自販機設置場所及び台数と令和5年度の自販機設置予定場所及び台数

階数	1階	2階	3階	4階	5 階
令和4年度	1台	1台	1台	1台	1台
令和5年度	1台	1台	1台	1台	1台

- (2) 自販機設置予定場所の位置図 別添3のとおり
- (3) 施設の平日1日平均の在勤者と患者等利用者の合計 約 640 人
- (4) 売上実績(集計期間:令和4年4月1日から令和4年12月31日まで)

物件 番号	設置場所	公募自販機の 販売品目	公募自販機の 売り上げ数量	備考
1	2F 外来	清涼飲料水 (カップ式)	3,244 杯	
2	3F 病棟	清涼飲料水(缶・ペットボトル)	8,310 本	

※集計期間から公募開始時点に至るまで、新型コロナウイルス感染症対策として3階デイルームでの飲食を制限。 今後の対応は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて変更となる可能性がある。

問い合わせ先 千葉県循環器病センター 事務局 管理課

TEL 0 4 3 6 - 8 8 - 3 1 1 1

TEL 0436-88-3032

E-mail:junkan@mz.pref.chiba.lg.jp